

投票所・開票所における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和 3 年 9 月

(令和 5 年 2 月改訂)

鳥取県選挙管理委員会事務局

目次

| | | |
|----|-------------------------------------|----|
| 1 | はじめに | 2 |
| 2 | 投票所・期日前投票所の設置について | 3 |
| | (1) 3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止 | 3 |
| | (2) 期日前投票所の増設・開設期間延長 | 3 |
| | (3) 施設管理者・保健所との連絡体制 | 3 |
| 3 | 投票事務従事者・開票事務従事者等の確保 | 4 |
| | (1) 投票事務従事者・投票管理者・投票立会人(期日前投票所を含む。) | 4 |
| | (2) 開票事務従事者・開票管理者・開票立会人 | 4 |
| | (3) 選挙管理委員会事務局職員・委員会委員 | 5 |
| 4 | 投票所・期日前投票所・開票所の施設で感染者等が発生した場合 | 6 |
| | (1) 施設の消毒等 | 6 |
| | (2) 有権者への周知 | 6 |
| | (3) 問合せへの対応等 | 6 |
| 5 | 新型コロナウイルス感染症対策についての有権者への周知 | 7 |
| | (1) 周知する内容 | 7 |
| | (2) 周知方法 | 7 |
| 6 | 投票所・期日前投票所での留意事項 | 9 |
| | (1) 設営について | 9 |
| | (2) アルコール消毒液について | 10 |
| | (3) 当日の対応について | 10 |
| | (4) 感染者等への対応について | 13 |
| 7 | 病院等の指定施設における不在者投票 | 15 |
| | (1) 入院・入所している有権者の投票機会の確保 | 15 |
| | (2) 一般的な対策 | 15 |
| | (3) 指定施設で感染者の不在者投票を実施する場合 | 15 |
| | (4) 送致された不在者投票の取扱い | 16 |
| 8 | 特例郵便等投票 | 17 |
| 9 | 外出自粛中の濃厚接触者の投票 | 17 |
| 10 | 開票所における留意事項 | 18 |
| | (1) 開票体制等について | 18 |
| | (2) 参観人について | 18 |

1 はじめに

本ガイドラインは、選挙における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な指針を示すために、主として、市町村選管及び病院等の不在者投票指定施設を対象として策定したものです。

総務省自治行政局選挙部から発出されている各通知を踏まえつつ、全国のガイドライン等を参考に策定したのですが、一律の対応を強制するものではなく、各市町村等の現状に応じて法令の範囲内で創意工夫を行い、適切な対応をお願いします。

市町村選管や病院等の不在者投票管理者等が新型コロナウイルス感染症を理由として投票を拒否することは、投票機会の確保の観点から許されません。

選挙人の皆様が安全に安心して投票できるよう、本ガイドラインを踏まえた適切な運用をよろしくをお願いします。

令和3年9月3日策定
令和5年2月10日改訂

2 投票所・期日前投票所の設置について

(1) 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止

- ① 投票所・期日前投票所の設置に当たっては、3つの「密」（密閉、密集又は密接のいずれかが発生する状況をいう。）（以下、「3密」という。）の防止の観点から、以下の条件を満たす施設が望ましい。
 - 投票所内の人と人との間隔（約2m、以下「フィジカルディスタンス」という。）が十分に確保できること。
 - 換気が行えること又は換気の設備を備えた施設であること。
 - 投票所外の順番待ちの有権者のフィジカルディスタンスが十分に確保できること。
- ② 以上の条件を満たす施設が使用できない場合は、「3密」防止や飛沫感染防止等の対策について、より一層の工夫を図られたい。
- ③ エレベーターを使用する施設に投票所を設置する場合は、貼り紙などにより、エレベーター内での会話を控えるよう有権者に周知するなど「3密」への対策に留意すること。また、エレベーター前にアルコール消毒液を配置し、来場した有権者に手指消毒を促すこと。

(2) 期日前投票所の増設・開設期間延長

当日投票所及び期日前投票所の混雑緩和を図るため、できるだけ期日前投票所の増設及び各期日前投票所の開設期間の延長に努めること。例えば、2か所目以降の期日前投票所の開設期間を短縮している場合は、施設の状況等に応じ、期日前投票期間の延長に努めること。

(3) 施設管理者・保健所との連絡体制

- ① 投票所・期日前投票所の施設で新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者（以下、「感染者等」という。）が発生した場合、4（1）に記載の対応をとることができるよう、あらかじめ、施設管理者及び保健所の連絡先を確認しておくこと。
- ② 開票所についても、上記に準じた準備に努めること。

3 投票事務従事者・開票事務従事者等の確保

(1) 投票事務従事者・投票管理者・投票立会人（期日前投票所を含む。）

- ① 投票事務従事者・投票管理者・投票立会人（以下、「投票事務従事者等」という。）が感染者等であることが判明した場合、又は投票日当日において発熱（目安は 37.5 度以上、又は平熱より 1 度以上高い場合。以下同様。）や咳などの風邪の症状がある、体調不良等、感染の疑いがある場合は、投票事務等に従事させないこと。投票管理者についてはその職務代行者がその職に当たること。
- ② このため、これらの者を速やかに把握できるよう、あらかじめ連絡体制を整えておくこと。
- ③ 投票事務従事者等に欠員が出た場合に速やかに代替の職員等を補充することができるよう、全庁的に応援を要請するなどして人員確保ができる体制を整えておくこと。また、代替職員に確実に連絡できるよう、連絡体制を整備しておくこと。
- ④ 代替職員等の確保に当たっては、半日交替など時間的に融通を効かせることにより、従事可能な職員等の確保に努めること。なお、投票管理者についても、公職選挙法施行令第 25 条の規定により、時間交替が可能である。
- ⑤ 万が一、通常必要となる事務従事者数を確保することができない場合に備え、人員を削減した場合でも投票事務が可能となる職員配置、事務分担を必ず用意しておくこと。また、他の投票所に配置していた事務従事者を融通するなど、臨機応変に対応すること。なお、投票開始時点で職員が集まらず、少ない人員で投票を開始した場合でも、途中からの補充に努めること。
- ⑥ 投票立会人は期日前投票所においては 2 人、当日投票所においては最低限 2 人が必要となるため、欠員が出ないように留意すること。

(2) 開票事務従事者・開票管理者・開票立会人

- ① 開票事務従事者、開票管理者、開票立会人（候補者届出の者を除く。以下、「開票事務従事者等」という。）が感染者等であることが判明した場合、又は、投票日当日において発熱や咳などの風邪の症状がある、体調不良等、感染の疑いがある場合は、開票事務等に従事させないこと。開票管理者は、その職務代行者がその職に当たること。

- ② このため、これらの者を速やかに把握できるよう、あらかじめ連絡体制を整えておくこと。
- ③ 開票事務従事者等に欠員が出た場合に速やかに代替の職員等を補充することができるよう、全庁的に応援を要請するなどして人員確保ができる体制を整えておくこと。また、代替職員に確実に連絡ができるよう、連絡体制を整備しておくこと。
- ④ 事務従事者に欠員が生じた場合に備え、人員を削減した場合でも開票事務が可能となる職員配置、事務分担を用意しておくこと。
- ⑤ 候補者届出の開票立会人に対しては、感染者等であることを理由に辞職することを強要することはできないが、感染拡大防止の観点からは開票に立ち会わせるべきではない。開票立会人が自らの判断により立会人の職を辞することを妨げるものではないため、あらかじめ、「自身の体調等により、新型コロナウイルスに罹患したことが懸念される場合、届出後に職を辞することができる旨」を説明する。また、届出期限前に感染者等であることが判明した場合には立会人の交代を促すなどし、トラブルのないよう留意すること。
- ⑥ 候補者届出の開票立会人から、発熱や咳などの風邪の症状がある等、感染の疑いがある旨の問合せがあった場合は、開票立会人に従事することの可否について、保健所や医師等に確認してもらい、その結果の報告を受けること。また、その者を開票所に入場させる場合には、必ずマスクを着用させ、こまめに手洗い又はアルコール消毒液による手指消毒を行わせること。
- ⑦ 開票立会人が3人以上集まらない場合は、所定の手続により、速やかに3人に達するまで開票立会人を選任すること。

(3) 選挙管理委員会事務局職員・委員会委員

- ① 選挙管理委員会事務局職員が感染者等であることが判明し入院又は自宅待機となった場合の役割分担や連絡体制を決めておき、業務に支障が生じないよう万全の対策を講じること。
- ② 万が一、選挙管理委員会事務局の大半が入院又は自宅待機となり、選挙の準備や管理執行が困難となった場合は、選挙事務 OB に要請するなど、全庁的な対策を講じること。
- ③ 委員が3人以上招集できない場合に備え、補充員との連絡体制を整えておくこと。

4 投票所・期日前投票所・開票所の施設で感染者等が発生した場合

(1) 施設の消毒等

投票所、期日前投票所、開票所を開設する予定の施設（期日前投票所については、現に開設している施設を含む。以下同様。）で感染者等が発生したことが判明した場合、施設管理者と協議の上、消毒等必要な対応を行うこと。

対応に苦慮する場合などは、県選挙管理委員会へ相談すること。

(2) 有権者への周知

- ① 投票所・期日前投票所・開票所を開設する施設で感染者が発生したときには、関係する部署等と調整の上、報道機関への公表等を含めて、必要な対応について検討されたい。なお、公表等を行う場合は、鳥取県選挙管理委員会に電話で一報の上、速やかにメール等で報道機関への公表資料を送付すること。
- ② 投票所・期日前投票所を開設する施設を消毒後に使用する場合は、有権者が不安を抱かないよう、安全対策等についての十分な説明を行うこと。
- ③ 期日前投票期間中に期日前投票所の閉鎖、増設等を行う場合や投票所入場券発送後に投票所の場所が変更となる場合も、有権者に混乱が生じないように、十分な周知を行うこと。その場合は、選挙管理委員会のホームページや有権者へのチラシ、自治体のホームページや広報誌などを活用し、対象となる有権者へ確実に情報が行きわたるよう努めること。

(3) 問合せへの対応等

投票所等を利用した有権者から感染していないか確認したい等の問合せがあった場合は、接触者等相談センター又はコンタクトセンターの問合せ先を案内されたい。

| 地区 | 電話番号 (8時30分～17時15分) | ファクシミリ (平日8時30分～17時15分) |
|----------------------------|------------------------|----------------------------|
| 東部 (鳥取市接触者等相談センター) | 0857-22-5625 | 0857-20-3962 |
| 中部・西部 (鳥取県陽性者コンタクトセンター) | 0857-26-8633 | 0857-26-8143 |

5 新型コロナウイルス感染症対策についての有権者への周知

(1) 周知する内容

選挙人が安心して投票できるよう、以下の情報を選挙人に十分周知すること。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた投票の呼びかけ
 - 選挙管理委員会では、投票所内での感染防止に取り組んだうえで選挙を実施するので安心して投票いただきたい
 - 投票所の混雑緩和のため、期日前投票所も積極的に利用いただきたい
- ② 選挙管理委員会が実施する感染防止対策（例）
 - 投票所、期日前投票所にはアルコール消毒液を設置
 - 投票管理者、投票立会人、投票事務従事者はマスクを着用
 - 投票所内は扉や窓の常時開放、又は定期的に換気を実施
 - 記載台、筆記用具等不特定多数の方が触れる個所は、定期的に消毒
 - 混雑時には、一時的に入場を制限することがあること
- ③ 投票所、期日前投票所の混雑状況（過去の選挙における混雑状況や混雑が見込まれない時間帯等の周知を含む。）
 - 直近又は前回同種選挙における期日前投票所の日別投票者数
 - 直近又は前回同種選挙における当日投票所の時間帯別投票者数
 - 過去の選挙を踏まえた混雑しにくい時間帯
- ④ 有権者へのお願いに関する事項
 - マスク着用、手指消毒や咳エチケット、来場前、帰宅後の手洗い等の対策
 - 投票所では、有権者が持参した鉛筆・シャープペンシルの使用が可能（ペン類はインクが乾きにくいので非推奨）
 - フィジカルディスタンスの確保
 - 混雑する時間帯を避けた投票所への来場

(2) 周知方法

- ① 投票所入場券、選挙管理委員会ホームページ、チラシ、防災無線、地域のケーブルテレビ等で周知するとともに、自治体のホームページ、広報誌等、あらゆる手段を講じて周知に努めること。

- ② 各投票所・期日前投票所のリアルタイムの混雑状況を周知する場合は、SNSや防災無線など、即時に発信できる方法によることが望ましい。
- ③ 物品の配布や発声による方法を避けるなど、周知方法は感染防止を踏まえたものとする
こと。

6 投票所・期日前投票所での留意事項

(1) 設営について

- ① 名簿対照係や投票用紙交付係などの有権者と直接対面する席には、ビニールカーテンの設置やフェイスシールドの着用などの飛沫感染防止のための対策を講じること。
- ② 投票管理者や投票立会人などの有権者と直接対面しない席であっても、会場の都合上、有権者とのフィジカルディスタンスを保てない場合は、これらの席にも飛沫感染防止対策を講じることが望ましい。
- ③ 投票についての相談を受けた場合等、ある程度の時間、有権者に対応する場合は、真向かいに座らずに互い違いに着席できるように席を配置すること。
- ④ 有権者の流れが滞留しないような動線で、会場設営を行うこと。また、入口と出口は、可能な限り、別に設けること。
- ⑤ その他、「3密」防止を考慮して会場設営を行うこと。
- ⑥ 入口に手指消毒用のアルコール消毒液（手動式ではなく、足踏み式又はセンサー式が望ましい。）を配備すること。また、出口にも、可能な限りアルコール消毒液を配備することが望ましい。
- ⑦ 順番待ちの列には、ビニールテープ等で待つ位置に目印を設けるなど、フィジカルディスタンスを確保するための表示をすること。
- ⑧ 会場の換気の効果を上げるため、必要に応じ、扇風機やサーキュレーター等を設置されたい。なお、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少なく、新型コロナウイルス感染症対策への効果は不明であることから、推奨しない。
- ⑨ 投票所の入り口前又は施設が目立つ場所などに新型コロナウイルス感染症拡大防止を呼び掛ける掲示物等の活用を検討すること。なお、掲示物の検討に当たっては以下のホームページを参考にすること。

※新しい生活様式

鳥取県 HP : <https://www.pref.tottori.lg.jp/289706.htm>

厚生労働省 HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

投票所における掲示物の記載例

- 感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。
- 感染症対策のため、アルコール消毒液による手指消毒をお願いします。
- 希望者には使い捨て手袋を配布しておりますので、係員に声をかけてください。
- 足元のラインに沿って、間隔を空けてお並びください。
- 投票所内の混雑緩和のため入場整理を行っています。時間帯によっては、長時間お待ちいただく場合があります。ご協力をお願いいたします。
- 感染症対策のため、定期的に換気を行っています。換気の際は風が吹き込みますが、ご了承ください。
- 感染症対策のため、鉛筆・記載台はアルコール消毒液で拭き上げ消毒をしています。アレルギー等が心配な方は係員に声をかけてください。
- 鉛筆をお取りください。使用後の鉛筆は、投票箱の隣の回収箱に返却してください。
- 使い捨て手袋は、こちらの回収箱に入れてください。
- 帰宅後は、手洗い等を行ってください。

(2) アルコール消毒液について

- ① 濃度 70%以上のアルコール消毒液（濃度 70%～95%のエタノール）を使用すること。
- ② ただし、濃度 70%以上のエタノールの入手が困難な場合は、60%台のエタノール消毒液の使用も差し支えない。
- ③ 高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替として使用する場合は、危険物であることから、事故等のないよう十分注意されたい。
- ④ 物の表面の消毒には、次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）や界面活性剤の使用でも差し支えない。また、一定濃度以上の次亜塩素酸水の使用も可能である（次亜塩素酸ナトリウムと次亜塩素酸水を混同しないこと。厚生労働省のホームページでは、拭き掃除には、次亜塩素酸 80ppm 以上の次亜塩素酸水を使い、十分な量で濡らすことでウイルス除去に効果があることが確認されている旨記載されている。ただし、これらは手指消毒には使用しないこと。）。
厚生労働省 HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
- ⑤ なお、濃度 60%以上の消毒用アルコールは、危険物としての消防法の適用を受け、800 以上まとめて保管する場合は、消防法による届出が必要となるため、留意されたい。

(3) 当日の対応について

1. 感染拡大防止の観点から実施すること

- ① 定期的な換気に努めること（1時間に2回程度、2方向の窓を数分間開放することが望ましい。）。
- ② 投票事務従事者は、マスクを着用の上、アルコール消毒液によるこまめな手指消毒を行うこと。なお、使い捨て手袋を着用する場合は、衛生面の観点から長時間の連続着用は避け、定期的に交換するよう留意されたい。
- ③ 感染者に該当する場合や発熱や咳などの風邪の症状がある、体調不良等、感染の疑いがある場合は、投票事務従事者に申し出るよう周知すること。これらの有権者への対応は、「（4）感染者等への対応について」を参照のこと。
- ④ 全ての来場者に入場前にアルコール消毒液による手指消毒を促すこと。ただし、アルコールにアレルギー反応がある者等には、使い捨て手袋を配布するなどし、手指消毒を強要することのないよう注意すること。
- ⑤ 投票所入口で、可能であれば、希望する有権者にマスクや使い捨て手袋を配布すること。
- ⑥ 入場待ちの有権者等に対し、待つ位置の目印に沿って間隔を空けて並ぶよう誘導するなど、フィジカルディスタンスを確保すること。
- ⑦ 投票所内が混雑してきたときは、選挙人が長時間滞留することのないよう事務従事者が誘導したり、入場を一時的に制限したりすること。なお、入場を一時的に制限する場合は、事前にその旨を十分周知しておくこと。
- ⑧ 感染予防対策のため、投票用紙交付機を使用する場合は、発券された投票用紙を有権者に直接取らせることも可能とする。ただし、この場合、2枚重ねて交付していないかを必ず確認すること。また、投票用紙を直接手渡ししないための工夫として、トレイに置いた投票用紙を取らせるなどの方法も考えられること。
- ⑨ 投票所で使用する筆記具は、記載台に配置せずに、有権者に直接取ってもらう方法が望ましい。その場合は、投票用紙交付係席などで配布し、投票箱の隣などに使用後の筆記具の回収箱を設け、回収した筆記具をアルコール消毒液で消毒すること。

- ⑩ 来場者へのマスク着用やアルコールによる手指消毒が徹底しているのであれば、投票所で使用する筆記具を記載台に配置して使用させることも可能である。この場合、従事職員が筆記具を回収するなどして、こまめにアルコール消毒液で消毒すること。
- ⑪ アルコールに対しアレルギー反応がある者等には、使い捨て鉛筆等を使用させられるよう配慮すること（必ずしも全ての有権者に毎回新品の使い捨て鉛筆等を使用させることは不要である）。
- ⑫ 有権者が使用した使い捨て手袋は、出口に回収箱を設けて回収し、廃棄すること。
- ⑬ 記載台等についてもこまめにアルコール消毒液で消毒すること。
- ⑭ 聴覚障がい者等の中には、事務従事者がマスクを着用することにより、コミュニケーションがとりづらくなる場合があるので留意されたい。

聴覚障がい者等への対応例

- 口元が見えるよう、フェイスシールドや透明な素材のマスクを着用。
- 筆談やコミュニケーションボードの活用。

- ⑮ 記載台や拡大鏡、点字器、コミュニケーションボード、アルコール消毒液のボトルなど有権者が触れる物品は、こまめに消毒すること。コミュニケーションボードは、厚紙など使い捨てできるようなもので代用することも検討されたい。
- ⑯ 使用後の施設の消毒については、複数の者が接触する箇所（ドアノブ、手すり、テーブル等）のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.05%）による拭き取り消毒を基本とする。ただし、施設管理者から特段の要請があるなど、施設の用途などの実情に応じ、可能な範囲で対応されたい。

2. 投・開票所での休憩・食事における感染防止対策

投・開票所に従事する投票立会人、事務従事者等が休憩や食事をとる場合にも、飛沫感染と接触感染防止対策を十分に講じられたい。

休憩室での感染防止対策の例

- 休憩場所を複数設ける。
- 一人ずつ休憩をとらせる。（特に食事の時間を分けることが望ましい。）
- 向かい合わせには座らず、対角線上に座る。
- パーテーションなどの仕切りを設置する。

- 会話はマスクを着用して行い、長時間又は大声での会話は控える。
- 食事をしながらの会話は行わない。
- 休憩室に出入りする際には、手指消毒を十分に行う。
- 菓子や食事などを大皿から取り分けたり、箸、スプーンやコップ等の使いまわしをしない。
- 室内の換気を十分に行う。
- ごみは蓋つきのごみ箱等、密封できる容器に入れる。

(4) 感染者等への対応について

① 感染者から問合せがあった場合

- 入院中の場合、不在者投票施設として指定されている病院において、不在者投票を行うことが可能である。（本県の感染者受け入れ病院は、全て県選挙管理委員会が不在者投票施設として指定済み）
- 宿泊療養施設入所者及び自宅療養者については、指定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律に基づく特例郵便等投票（以下単に、「特例郵便等投票」という。）が可能である。
- ただし、特例郵便等投票を行うためには、選挙期日4日前までに投票用紙等を請求する必要がある。

② 濃厚接触者から事前の問合せがあった場合

- 濃厚接触者は特例郵便等投票は認められておらず、また、濃厚接触者が投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらないとされている。したがって、濃厚接触者は通常の有権者と同様の投票制度を利用することとなるが、出かける際に気を付けること等について問い合わせがあった場合には、4（3）による問合せ先を案内されたい。
- 濃厚接触者に対して事前連絡を呼び掛けるなどして、投票を希望する場合は日時等を打ち合せて感染防止対策を徹底した上で投票させること。（来場日時を把握し、一定時間次の順番の有権者に入場を待ってもらい、投票所の閉鎖時刻直前に来ていただくなどの方法が考えられる。）

- なお、プライバシーにはできる限り配慮するが、投票所等に他の有権者もいる中で、通常以上の感染防止対策（専用の記載台での記載等）をとった上で投票していただくことになることを伝えること。
- なお、上記について了承を得られない場合でも、その者の投票を拒むことはできないので注意すること。

③ 体調不良者から事前に問合せがあった場合

- まずは外出の可否についてかかりつけ医等に相談すること。
- その上で投票所に来るのであれば下記④にて対応されたい。

④ 投票所における対応

- 濃厚接触者に該当する場合や発熱や咳などの風邪の症状がある等、感染の疑いがある場合は、投票事務従事者に申出をするよう呼び掛けること。
- 申出があった有権者や咳き込んでいるなどの症状がある有権者には、これらの方の人権に配慮しながらも、他の有権者や事務従事者の安全を確保するため、基本的には、次の対応に従っていただくこと。
 - 消毒液で手指消毒を依頼する。
 - 使い捨て手袋があれば、配布して着用させる。
 - マスクを持参していない場合は、マスクを配布して着用させる。
 - 一般の有権者が使用する記載台とは離れた場所に、専用の記載台を設ける。
 - 前後の順番の有権者と一定の間隔を空けて受付をする。
 - 一定時間、次の順番の有権者に入場を待ってもらおう。目安としては、記載台で並んで記載しない程度の間隔を空ける。
 - 筆記具は、1本ずつ分けたトレー等から取らせるようにし、使用後のトレー等はその都度消毒する。使い捨ての筆記具を使用させることも可能。
 - 使用後の記載台は、次の順番の有権者が使用する前に必ず消毒する。
 - 前後に換気を行う。（常時喚起している場合を除く。）
 - 事務従事者は、必要に応じて、次の選挙人に対応する前に手指の消毒や手洗いをを行う。
- なお、これらの対応に従っていただけない場合についても、投票を拒否することはできないので注意すること。

7 病院等の指定施設における不在者投票

(1) 入院・入所している有権者の投票機会の確保

不在者投票の管理執行に人員を割けない等の理由により、入院・入所している有権者（以下「入所者等」という。）からの不在者投票を拒否することはできないため、(2) 及び(3)の対策を講じた上で不在者投票を実施すること。なお、(2) 及び(3)の対策は、各施設や感染者等の状況により、医学的・疫学的観点からこれらと異なる対策を講じることを妨げるものではない。

(2) 一般的な対策

会場を設けて不在者投票を実施する場合は、6 (1) ～ (3) の投票所、期日前投票所での留意事項に準じて、選挙人や投票事務従事者等のフィジカルディスタンスの確保、定期的な換気等、「3密」の防止に努めること。

(3) 指定施設で感染者の不在者投票を実施する場合

- ① 感染者にマスク及び使い捨て手袋を着用させ、素手で投票用紙等に触れることのないようにすること。
- ② 投票事務従事者等は、マスクを着用の上、使い捨て手袋の着用又はアルコール消毒液によるこまめな手指消毒を行うこと。さらに、医療従事者と同様の装備の防護服を用いること。
- ③ 感染者から他の入所者等への感染を防止するため、感染者の投票とその他の入所者等の投票は、空間的又は時間的に分けて行うこと。同じ会場で時間帯を分けて実施する場合は、感染者の前にその他の入所者等の投票を実施することとし、やむを得ず感染者の後にその他の入所者等の投票を実施する場合は、記載場所のテーブルや椅子等をアルコール消毒液で消毒するなど、接触感染防止に努めること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症に係る隔離措置等により、感染者が公職選挙法第48条の「自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（中略）を記載することができない選挙人」に該当すると認められる場合には、その申請に基づき、代理投票を行うことも考えられる。ただし、代理投票はあくまで秘密投票の例外として、第三者に対して投票意思を表示する方法によらなければ選挙権が行使できない者のために認められた制度であることから、こ

の要件に該当するか否かや実施の方法についてはあらかじめ県又は市町村の選挙管理委員会に確認するとともに、感染者本人の意向を十分に確認すること。

(4) 送致された不在者投票の取扱い

- ① 感染者が入院している指定施設から市町村の選挙管理委員会へ送付された不在者投票等は使い捨て手袋を着用して取り扱い、他の不在者投票とは別の容器に入れて保管すること。
- ② 投票日当日に、投票所等で不在者投票の受理・不受理の決定の処理をする際は、事務従事者は使い捨て手袋を着用し、素手で投票用紙等に触れることのないよう注意すること。

8 特例郵便等投票

宿泊療養施設において療養中の者及び自宅療養中の者は、特例郵便等投票が可能である。この特例郵便等投票の詳細については、別途市町村選管に通知する。なお、指定病院に入院中の者及び濃厚接触者は特例郵便等投票の対象外であることに注意すること。

9 外出自粛中の濃厚接触者の投票

前記6（4）②によること

10 開票所における留意事項

(1) 開票体制等について

- ① 人員配置に当たっては、フィジカルディスタンスの確保に努めること。十分な広さの会場を確保できない場合は、席が向かい合わせとならないようにする、少人数の開票を実施するなど、人員配置を見直すこと。
- ② 開票事務従事者等は、マスク着用の上、随所にアルコール消毒液を配備し、こまめに手指消毒を行うこと。
- ③ 開票作業中、むやみに目や鼻、口などに触れないよう周知すること。
- ④ 分担の開票作業が終了した開票事務従事者は、速やかに会場から退出させるなど、「3密」にならないように努めること。
- ⑤ 開票作業が円滑に進むよう、開票立会人の協力を促すこと。開票立会人の投票の確認に時間がかかる場合は、最低限の人員を残し、一般の開票事務従事者は会場から退出させること。
- ⑥ 定期的に換気を行うこと。事前に、施設管理者に換気方法を確認しておくこと。

(2) 参観人について

- ① 参観人席は、できるだけ間隔を空けて配置し、フィジカルディスタンスの確保に努めること。施設の既存の席の間隔が狭い場合は、テープを張る等により、一定間隔の席を使用できないようにすること。
- ② 参観人のフィジカルディスタンスの確保が困難となりそうな場合は、入場制限もやむを得ないこと。なお、入場制限する場合でも、フィジカルディスタンスの確保が可能な人数は参観できる状態にしておく必要がある。
- ③ 入場制限を行う場合は、事前に選挙管理委員会のホームページや広報誌等で混雑状況によって入場制限をすることがある旨を周知すること。参観人の入口等にアルコール消毒液を配置し、参観を希望する者には手指消毒及びマスク着用を促すこと。マスクを着用しないで参観に来た参観人には、「咳エチケット」の徹底や会話を控えてもらうなど飛沫感染防止のための注意喚起を行うこと。

- ④ 参観席には、可能な限り、靴のまま入場できるようにすること。会場の都合上、スリッパを使用する場合は、スリッパを消毒しておき、一度使用したスリッパが再使用されないよう、回収箱を設置するなどして確実に回収すること。

開票所における掲示物の記載例

- 感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。
- 感染症対策のため、アルコール消毒液による手指消毒をお願いします。
- 発熱、咳等の症状のある方は、参観をご遠慮ください。
- 「3密」防止のため、参観をご遠慮いただく場合があります。感染防止のため、ご協力をお願いします。
- 「咳エチケット」のご協力をお願いします。また、会話はできるだけお控えください。
- できるだけ、間隔を空けて参観してください。
- 帰宅後は手洗い等を行ってください。